

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	3	事業名	村内放射線量モニタリング業務		事業番号	(3)-23-3
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）		飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(744,684（千円）） 796,250（千円）	全体事業費		(744,662（千円）） 796,228（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
平成 27 年 6 月 17 日に制定された「いいたて ままでいな復興計画 第 5 版」の当面の取り組みに、「安心して生活できる徹底した放射線対策の推進」を掲げ、村への帰還事業の一環として「村内放射線に対する情報提供」を計画しており、住民の不安軽減と安心・安全の確保に寄与するとともに、そのことにより住民の早期帰還を促していく。						
事業概要						
東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、14 年を経過しようとしている今も、多くの村民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。 空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」不安の声が多く寄せられていることから、放射線量のモニタリング対策を実施し、放射能への不安を少しでも和らげ、安全、安心な日常の生活の再生を加速する。						
1. 食品放射性物質測定委託業務事業 ・食品（農作物等）にかかる放射性物質不安を解消するために、各公共施設に配置している食品放射能スクリーニングシステムを運営する。（民間企業 10 箇所（ただし、行政区委託業務の補助も含む）） また、村民がどの農産物がどの程度の放射能濃度があるか理解してもらうとともに、今よりも放射性物質測定器を利用しやすくするため、令和 3 年度より行政区施設に設置してある測定機は民間企業の指導を受けながら、行政区が主体となり運営する。（3 箇所）						
2. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業 ・検査機器の信頼性と精度を高めるために、年 1 回の点検校正を実施する。 食品放射性物質測定器校正（破壊式 7 台、非破壊式 10 台）						
3. モニタリングポスト保守点検業務 ・村で保守点検を行っている 90 基のモニタリングポストの保守点検を実施する。						
当面の事業概要						
<令和 7 年度> 1. 食品放射性物質測定委託業務事業 ・食品放射性物質測定委託業務事業 36,254 千円 2. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業 ・食品放射性物質測定器校正（破壊式 7 台、非破壊式 10 台） 5,785 千円 3. モニタリングポスト保守点検業務 ・飯舘村内にある 90 基のモニタリングポストの保守点検を行う。 9,527 千円						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。 飯舘村が、放射性物質による外部被ばくの不安を解消するために、放射線測定を行うことにより、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うにあたり、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。						
関連する事業の概要						
・特になし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	5	事業名	飯舘村帰還再生生活道路整備事業		事業番号	(2)-19-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）		飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(1,228,419（千円）） 1,237,997（千円）	全体事業費		(1,241,780（千円）） 1,251,358(千円)	
帰還環境整備に関する目標						
原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”ことを基本理念とする「いいたてまでいな復興計画（第 1 版）」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、現在、第 5 版の策定を進めている。 いいたてまでいな復興計画において、“村民一人ひとりに対する支援”は重点施策の一つである。村民が現状及び将来の生活に対し、困難に感じること、不安に思っていること等を丁寧に把握し、それらの障害の解消に資する取組を可能な限り行うこととしている。 特に、住環境における放射能汚染については、多くの村民が不安を抱えており、帰村という決断を阻む大きな障壁である。徹底した住環境の除染を行った上で、除染実施後の効果検証、再汚染の防止及び放射線の低減に係る取組について、村民一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を行うことにより、村民各自が不要な不安を解消し、安心・安全を確認できることにつながり、一人でも多くの村民の帰村を促すことにつなげていくものである。						
事業概要						
村民の低線量放射線への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境道を整えることを目的とし、放射線を遮蔽する措置として、公道と住居をつなぐ生活道路について、舗装工事を希望する村民に対し、村が舗装工事を実施する。 （事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 9 月 29 日） 流用元：(2)-19-2 飲料水安全確保支援事業 流用額：13,361 千円(国費：13,361 千円) 流用後交付対象事業費：775,593 千円（国費：775,593 千円）						
当面の事業概要						
<平成 30 年度まで> 除染後、生活道路舗装整備工事を希望する村民に対し、舗装工事を実施する。 <令和 7 年度～> 除染後、生活道路舗装整備工事を希望する村民に対し、舗装工事を実施する。『拠点内 5 箇所』						
地域の帰還環境整備との関係						
生活環境道路の舗装整備を行うことにより、再汚染の防止効果が期待でき、原災による全村避難によって放置された村の生活環境の快適性を取り戻すことにもつなげるものである。 除染後も、継続して丁寧な放射能汚染対策を進めることにより、子育て世代も含む幅広い世代の帰村を促すことにつながり、飯舘村の再生・復興に資するものである。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

NO.	6	事業名	飲料水安全確保支援事業	事業番号	(2)-19-2
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(536,010（千円）） 543,715（千円）		全体事業費	(522,649（千円）） 530,354（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
いいたてまでの復興計画において、“村民一人ひとりに対する支援”は重点施策の一つである。村民が現状及び将来の生活に対し、困難に感じること、不安に思っていること等を丁寧に把握し、それらの障害の解消に資する取組を可能な限り行うこととしている。 特に、住環境における放射能汚染については、多くの村民が不安を抱えており、帰村という決断を阻む大きな障壁である。徹底した住環境の除染を行った上で、除染実施後の効果検証、再汚染の防止、放射線の低減に係る取組及び放射線を取り込まない措置の実施について、村民一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を行うことにより、村民各自が不要な不安を解消し、安心・安全を確認できることにつながり、一人でも多くの村民の帰村を促すことにつなげていくものである。					
事業概要					
村民の低線量放射線への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的とし、放射線を取り込まない措置として、帰村を希望する村民に対して、次の事業を実施する。 対象行政区：長泥 1 新たな井戸の掘削 （事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 9 月 29 日） 流用先：(2)-19-1 飯舘村帰還再生生活道路整備事業 流用額：13,361 千円（国費：13,361 千円） 流用後交付対象事業費：206,114 千円（国費：206,114 千円）					
当面の事業概要					
<令和 6 年度> 帰村を希望する村民に対し、新たな井戸の掘削を行う。『拠点内 1 箇所』 <令和 7 年度> 帰村を希望する村民に対し、新たな井戸の掘削を行う。『拠点内 1 箇所』					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
飲料水の安全確保を行うことにより、放射線を体内に取り込まない措置を講ずることができ、原災による全村避難によって放置された村の生活環境の安全性・快適性を取り戻すことにつながるものである。 除染後も、継続して丁寧な放射能汚染対策を進めることにより、子育て世代も含む幅広い世代の帰村を促すことにつながり、飯舘村の再生・復興に資するものである。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

NO.	44	事業名	放射線相談支援事業		事業番号	(3)-24-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）		飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(145,624（千円）） 162,256（千円）	全体事業費		(145,624（千円）） 162,256（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
飯舘村は東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により全村避難となったが、平成 29 年 3 月末に避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除、また令和 5 年 5 月 1 日には帰還困難区域内復興拠点の避難指示解除となり、現在、インフラ整備を始めとする、復興に向けたさまざまな取組を進めている。 本事業では、村民が抱える放射線に関わる健康上の相談など今後の生活上の不安等に関する相談に応じる等の活動を通じ、村民の放射線等による心身の健康、居住環境も含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進及び飯舘村の再生に資することを目的とする。						
事業概要						
村民への放射線の影響に関連し、心身の健康、居住環境の改善を含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進に資するため、以下の取組を行う。 （１） 相談員等支援業務 村民の放射線に関連する健康・生活上の不安に対し、社会福祉協議会の生活支援相談員や役場所属の健康相談担当職員等（以下「相談員等」という。）と連携して、相談員等による村民への個別訪問に同行・傾聴する。役場、社会福祉協議会、関係機関が村民のから悩みを聞く場を設ける場合にも、参加して相談に応じる。また、相談員等からの相談内容の聴取等により、放射線に関連する村民の問題意識を明らかにする。相談内容について、専門的知見が必要な内容は必要に応じて専門家に照会し、回答・対応方針を検討のうえ、相談員等と連携しつつ、検討結果を相談者へ訪問等により回答する。 （２）研修会等へ参加 上記（１）の相談員等支援業務を通じて明らかになった、放射線等に関連する村民の問題意識を踏まえ、県や村が主催する研修会等へ参加し、また、関係機関による専門家との情報共有の場に参加するほか、村民主催による自発的な集会への要請があった場合も、可能な限り参加する。						
当面の事業概要						
<令和 7 年度> 放射線相談支援員の配置により、帰還者、避難先居住者両方の村民への相談業務を実施する。業務の実施状況や関係機関との連携により、必要に応じ見直しを行う。						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村に向けた不安解消が重要な課題の一つである。本事業は、村民が健康・生活上の安全・安心を確保すること、放射線の影響等に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、1 人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。						
関連する事業の概要						
・特になし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

NO.	46	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その１） （基金型）		事業番号	(5)-40-1
交付団体		飯館村	事業実施主体（直接/間接）		飯館村（直接）	
総交付対象事業費		(1,457,131（千円）） 1,586,093（千円）	全体事業費		(1,457,131（千円）） 1,586,093（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
飯館村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかったことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。 そのため、本事業を導入し農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築及び農作業の効率化を図り、農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。						
事業概要						
(1) 事業の概要 本事業の対象となる地区は、平成23年3月11日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用水利施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。 特に当該地区については、平成28年度までに環境省直轄による農用地除染が完了しているものの、その後、農業用排水施設等の保全管理を実施するための事業を一度も実施していない。このため、震災後初めての主食用米の作付けを再開するためには、早急に農業用排水施設等の適切な保全管理を実施する必要がある。 令和2年度までは農業用排水施設等の保全管理等を実施し、令和3年度より作付けを再開するエリアから整備を実施することで、農業者が円滑に営農再開できる環境を構築する。 (2) 事業実施内容 ・農業用排水施設等の保全管理 一式 ・農業用排水施設等の補修 一式 (3) 復興計画への位置づけ 「いいたて まいでいな復興計画（第1版）」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画（第5版）」P67、68 営農再開「2安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」						
当面の事業概要						
<平成28～30年度> ・農業用排水施設等の保全管理・補修 6行政区（伊丹沢、前田・八和木、大久保・外内、上飯樋、飯樋町、前田） <令和元～2年度> ・農業用排水施設等の保全管理・補修 8行政区（草野、深谷、関沢、小宮、佐須、宮内、臼石、二枚橋・須萱） 1行政区（比曽） <令和3年～4年度> ・農業用排水施設等の保全管理・補修 1行政区（蕨平） <令和5年～7年度> ・農業用排水施設等の保全管理・補修 8行政区（関根・松塚、前田、深谷、草野、飯樋町、伊丹沢、臼石、比曽、関沢）						

地域の帰還・移住等環境整備との関係	
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設の保全管理を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。	
関連する事業の概要	
特になし。	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(飯舘村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

N0.	47	事業名	農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)(基金型)		事業番号	(5)-42-2
交付団体		飯舘村	事業実施主体(直接/間接)		飯舘村(直接)	
総交付対象事業費		(6,208,318(千円)) 6,320,726(千円)	全体事業費		(7,065,318(千円)) 7,177,726(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理を行うことができなかったため農業用排水施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。 そのため、本事業を導入し農業基盤整備を進めることにより、農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。						
事業概要						
(1) 事業の概要 長期間農用地等の適正管理ができなかったことから、用排水路の老朽化等により営農に支障をきたしていることを踏まえ、効率的な営農環境の整備として農業用排水施設等の整備を行う。営農再開に向けて早期の整備が必要なことから、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 ヶ年で整備に必要な測量設計及び工事を実施し、農業者が営農再開できる環境整備を図る。 (2) 事業実施内容 <第 50 回>今回申請分 ・暗渠排水 A=3.0ha ・測量設計 一式 (3) 復興計画への位置づけ 「いいたて まδειな復興計画(第 1 版)(平成 23 年 12 月)」P23 基本方針⑤「まδειブランドを再生する」 「いいたて まδειな復興計画(第 5 版)(平成 27 年 6 月)」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」 (事業間流用による経費の変更)(令和 4 年 1 月 1 4 日) 各地区営農計画に応じて、保留している交付金を速やかにかつ効率的に執行するため、(5)-42-3 農業基盤整備促進事業(深谷地区)から 370,000 千円(国費 286,750 千円)、(5)-42-7 農業基盤整備促進事業(飯舘東部その 2)から 487,000 千円(国費 377,425 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 3,197,900 千円(国費 2,478,369 千円)から 4,054,900 千円(国費 3,142,544 千円)に増額。						
当面の事業概要						
<第 15 回(H28~H29)>		<第 21 回(H30~H32)>		<第 22 回(H30)>		
・測量設計 一式		・測量設計 一式		・測量設計 一式		
・農業用排水施設等 L=5,470m		・農業用排水施設等 L=10,700m		・農作業道 L=401m		
・暗渠排水 A=9.6ha		・暗渠排水 A=130.0ha				
<第 24 回(H31)>		<第 26 回(R1~R2)>		<第 29 回(R2~R5)>		
・測量設計 一式		・測量設計 一式		・(測量設計 一式)		
		・農作業道 L=3,300m		・(農業用排水施設等 L=22,830m)		
				・(暗渠排水 A=37.3ha)		
				・(客土 A=37.3ha)		

<第 36 回 (R2～R5) > ・測量設計 一式 ・農業用排水施設 L=48,886m ・暗渠排水 A=37.3ha ・客土 A= 1.2ha ※第 29 回申請の内容変更	<第 38 回 (R4～R5) > ・農業用排水施設 L=3,507m	<第 42 回 > ・農業用排水施設 L=32,998m ・農作業道 L=870.0m ・暗渠排水 A=61.0ha ・測量設計 一式
<第 46 回 > ・農業用排水施設 L=42,176m ・暗渠排水 A=67.0ha ・測量設計 一式	<第 50 回 > 今回申請分 ・暗渠排水 A=3.0ha ・測量設計 一式	
地域の帰還・移住等環境整備との関係		
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設等の整備を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。		
関連する事業の概要		
特になし。		
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。		
関連する基幹事業		
事業番号		
事業名		
交付団体		
基幹事業との関連性		

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	48	事業名	農業集落排水事業（基金型）		事業番号	(5)-40-2
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）		飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(562,868（千円）） 571,270（千円）	全体事業費		(308,780（千円）） 317,182（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”ことを基本理念とする「いいたてまでいな復興計画（第 1 版）」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、第 5 版まで策定しているところである。 本村農業集落排水処理の処理対象地区の草野地区（草野行政区、深谷行政区）は村内で最も交通量が多い県道原町川俣線沿線の地区であり村の商工業の中心であり、村内で最も人口が多い地区である。 また飯樋地区（飯樋町行政区、前田・八和木行政区）についても村南部地区においての商業の中心地区で草野地区に次いで人口が多い地区である。 農業集落排水処理施設は避難解除後の帰還住民の汚水処理および発生する汚泥の堆肥化など、生活環境整備、循環型農業を進めるうえで重要な施設である。 このため、当処理施設の機能回復を図るものである。 【いいたてまでいな復興計画（第 5 版）《平成 28 年 3 月》】 P14, 43, 45 （2）暮らし：生活再建に向け、包括的な住環境の整備・改善を図る 住環境の維持・管理（上下水道の整備） （事業間流用による経費の変更）（令和 6 年 1 月 10 日） 農業集落排水処理施設の機器更新工事について、実施設計による現地調査を行った結果、再使用可能な機器があり、機器更新の費用を減額したため、(5)-40-6 農山村地域復興基盤総合整備事業（農業水利施設等保全再生事業）飯舘地区（基金型）へ 264,011 千円（国費 198,008 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 562,868 千円（国費 422,151 千円）から 298,857 千円（国費 224,143 千円）に減額。 （事業間流用による経費の変更）（令和 6 年 5 月 8 日） 草野地区農業集落排水処理施設水管橋の機能回復に向けた、機能診断及び実施設計業務を追加して実施することにより、事業費が増額となったため、◆(5)-43-1-1 いいたてまでいな農業敷地造成整備事業（飯舘ライスセンター）から 9,923 千円（国費 7,911 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 298,857 千円（国費 224,143 千円）から 308,780 千円（国費 232,054 千円）に増額。						
事業概要						
飯舘村は平成 29 年 3 月末に帰還困難区域を除き避難指示が解除されたが、全村避難により長期間機器の更新ができない状況が続いたため、劣化した機器の機能回復のため機器更新が必要である。 つきまして、避難指示の解除にあたり、帰還住民の汚水処理および発生する汚泥の処理のため、処理施設（処理場 2 地区）を改築し、地域の集落排水施設の機能回復を図る。 ○本事業実施内容 1）設計（管路・処理施設） N＝2 地区（草野・飯樋地区） 2）工事（管路・処理施設） N＝2 地区（草野・飯樋地区）						
当面の事業概要						
<平成 28 年度～令和 7 年度> ○設計（草野地区・飯樋地区の管路・設備） ○工事（各地区の管路・施設）						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代、特に若年層、子育て世帯の村民の帰村が重要な課題の一つである。原子力災害による全村避難により、荒廃した住環境の整備を図り、若年層、子育て世帯をはじめ、より多くの村民の帰村を促すものである。 そのためにライフラインとして必要不可欠な農業集落排水処理施設の機器を更新し機能回復を図るため本事業により整備を進める。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

NO.	95	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 飯舘地区 (基金型)		事業番号	(5)-40-6
交付団体		飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)		飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費		(3,184,560 (千円)) 3,842,784 (千円)	全体事業費		(3,448,571 (千円)) 4,106,795 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
東日本大震災後、村は東京電力福島第 1 原子力発電所から 30km 圏内にあることから、計画的避難区域となり全村避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。 福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。 農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。(技術マニュアル P27 の 3 要件に該当しない) 本事業を推進することにより、農業水利施設の機能保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図る。						
事業概要						
(1) 事業の概要 上記目標を達成するため、ため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策（底泥除去）の実施設計を行い、その対策を実施するものである。 (2) 事業実施内容 ・対策工 (60 箇所) (3) 復興計画への位置づけ 「いいたて まいでいな復興計画 (第 1 版)」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画 (第 5 版)」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」(事業間流用による経費の変更) (令和 6 年 1 月 10 日) ため池 12 箇所の放射性物質対策工事を追加して実施することにより工事費が増額となったため (5)-40-2 農業集落排水事業から 264,011 千円 (国費 198,008 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 2,552,786 千円 (国費 2,020,738 千円) から 2,816,797 千円 (国費 2,218,746 千円) に増額。						
当面の事業概要						
<令和 5~7 年度> ○対策工 ・対策工 (9 箇所) ……第 42 回申請 ・対策工 (3 箇所) 及び詳細調査 1 箇所 ……第 43 回申請 ・対策工 (12 箇所) ……第 46 回申請 ・対策工 (4 箇所) ……第 50 回申請						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
本事業を導入して、ため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開ができる環境の整備及び農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。						
関連する事業の概要						
特になし。						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						

事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

N0.	108	事業名	水道水に対する住民不安解消事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(37,338（千円）） 49,240（千円）	全体事業費	(37,360（千円）） 49,262（千円）	

帰還・移住等環境整備に関する目標

村が進める安全・安心な住環境づくりの一つとして、滝下浄水場において放射性物質自動測定装置による水道水の連続的なモニタリング検査を実施するとともに、村内の他 3 カ所の浄水場（花塚、田尻、大倉）の水道水も滝下浄水場へ運搬して検査を実施し、その結果を周知することで、水道水に対する村民の不安払拭と村民の帰還促進を図る。

事業概要

（１）事業の概要

村の水道水に対する村民の不安を払拭するには、水道水の安全性を常時監視できる体制を整えることが重要である。そのため、村内の滝下浄水場に設置した放射性物質自動測定装置により、連続的な放射性物質モニタリング検査を実施するとともに、村内の他 3 カ所の浄水場（花塚、田尻、大倉）の水道水も滝下浄水場へ運搬し、同様に検査を実施する。

（２）事業実施内容

- ・簡易水道事業放射性物質自動測定システム維持管理及び保守点検業務
- ・放射能測定用水道水検体運搬業務（週 3 回）

（事業間流用による経費の変更）（令和 5 年 1 月 13 日）

公共工事設計労務単価（福島県土木部）の改定による人件費増額及び新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ経済が世界的に回復してきたことによる燃料需要増に伴う燃料費増額によって、委託費が増額したため、(3)-23-3 村内放射線量モニタリング業務から 22 千円（国費 22 千円）を流用。これにより、交付金対象事業費は 16,667 千円（国費 16,667 千円）から 16,689 千円（国費 16,689 千円）に増額。

当面の事業概要

＜令和 7 年度＞

- ・簡易水道事業放射性物質自動測定システム維持管理及び保守点検業務
- ・放射能測定用水道水検体運搬業務

＜令和 8 年度以降＞

令和 7 年度と同様

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本村の再生・復興には、幅広い世代の村民の帰還が大きな課題の一つである。

村が、放射性物質に対する村民の不安を少しでも払拭するために、飲料用でもある水道水の連続的な放射性物質モニタリング検査を行い、周知することにより、一人でも多くの帰還を促すことに資する。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(飯舘村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

NO.	112	事業名	飯舘村交流・移住・定住等促進支援事業	事業番号	(7)-49-2
交付団体	飯舘村	事業実施主体(直接/間接)	飯舘村(直接)		
総交付対象事業費	(392,964(千円)) 463,446(千円)	全体事業費	(392,964(千円)) 463,446(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により約 6 年間、全村に避難指示が出された。その後、平成 29 年 3 月 31 日に長泥地区を除く 19 行政区、令和 5 年 5 月 1 日に長泥地区の一部の避難指示が解除され、住民の帰還が進められることとなったが、長期の避難生活により生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和 5 年 4 月 1 日時点において、村内で生活している村民が 795 世帯、1,500 人に留まっていることが本村の課題となっている(平成 23 年 3 月 11 日住民登録人口 6,509 人)。 また、少子高齢化も課題であり、本村の高齢化率(65 歳以上人口比率)は平成 22 年の 30%から、令和 7 年には 40%前後まで上昇してしまうと想定される。 これらの課題を解決し、地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等、村内全体の復興再生を図るため、新たな活力を呼び込むことに繋がる交流・関係人口の拡大や住民の移住・定住の促進が本村として必要である。 なお、村としては、「飯舘村第 6 次総合振興計画後期計画(令和 5 年度～令和 7 年度)」において、移住関連分野の施策として「交流人口の拡大」、「移住・定住の促進」等を掲げていることから、当該計画に基づき、移住のきっかけとしての交流推進、定住に繋がる移住推進、そして定住者が住み続けられる環境の整備推進を進めることとしている。 これらのことから、村は、さらなる再生と発展を目的として、ふるさとの担い手により地域の魅力を最大限引き出しながら交流・移住・定住の促進に取り組むため、移住推進体制の整備を進める。					
事業概要					
本村では、効果的な交流・移住・定住を促進するため、令和 4 年 7 月に「いいたて移住サポートセンター(以下センター)」を開設して移住関連事業に取り組んできた。 令和 6 年度 11 月時点での実績としては、センターでの対応や、空き家の紹介、登録、交流人口獲得のためのツアー実施などの結果、約 117 件の移住相談受付、ツアーによる約 53 名の交流人口の創出、そして 16 世帯 18 名の移住者の実績となり、移住相談受付件数及びツアーでの交流人口については、昨年度大きく上回った数字と同程度の数字となる見込みである。 また、同交付金で実施している空き家・空き地バンク登録推進業務にて新規で登録された昨年の実績は 6 件であったが、令和 6 年 11 月現在では 8 件と増加しており、昨年度実績を大きく上回る見込みである。 一方で、昨年同様移住者の実績は昨年度と同人数であり、またその内訳をみるとターゲット層である働き世代・ファミリー世代が少ない状況である。その要因の一つとして、ターゲット層が移住を検討する上で大きな判断材料となる仕事や子育て等の情報について、村の施策を効果的に PR できていないことが考えられる。 また、移住イベントや移住フェア等を実施した際の課題としては、知り合った移住検討者とのつながりをその場限りで終わらせないようにする工夫が必要であることが分かった。 以上のことから、令和 7 年度事業は令和 6 年度に引き続きセンターを開設して交流・移住・定住の拠点とし、各種イベントの実施や SNS・WEB 広告等で周知を図りながら相談受付をおこなうことに加え、移住検討者向けの村の仕事や子育てに関する情報発信をより強化して、確実な移住につなげたい。また、令和 7 年度より同交付金事業「空き家・空き地バンク登録推進事業」を本事業と一体的に実施し、移住希望者への早急な空き家・空き地情報提供や、空き家・空き地ニーズの把握等を実施し、一人でも多くの移住者の受け入れを行いたい。					

以上、効果的に交流・移住・定住を促進させるため、移住関連業務について委託を実施する。

・飯舘村移住・定住促進中期戦略における位置づけ

「6. 移住・定住の主な取組」の「(2) 移住相談窓口の整備」

・総合振興計画における当該事業の位置づけ

飯舘村第6次総合振興計画後期計画（計画期間：令和5年度～令和7年度）においては、すべての施策に共通する視点として「人口増加策」を掲げており、移住施策をはじめとした各種施策の実施により、少しでも人口減少を抑えていくことを目標としている。その中で、移住関連施策として「交流人口の拡大」や「移住・定住の促進」を掲げており、主な取組例として相談窓口の設置やSNS等を活用した情報発信、地域おこし協力隊の登用等の記載があることから、当該事業は飯舘村第6次総合振興計画後期計画に沿ったものである。

当面の事業概要

＜令和7年度＞

飯舘村交流・移住・定住等促進支援として、次の事項について外部企業に業務を委託する。

飯舘村交流・移住・定住等促進支援事業業務 70,482,500 円

(1) 移住等相談窓口の管理・運営等

①いいたて移住サポートセンターの管理・運営業務

- ・移住者・移住検討者からの各種相談受付および補助金等の申請サポートや、移住者が入るべき地域コミュニティの紹介などをおこなう「いいたて移住サポートセンター」の管理・運営

②移住関連イベントの実施

- ・移住者交流会等、移住者・移住予定者と地元住民の交流促進のためのイベントや村移住ツアーとのタイアップイベントの開催、各種移住フェアへの参加等

(2) 移住者向け就労環境の整備

①村内事業者へのヒアリング調査

- ・移住者、移住検討者の村内での就職のハードルを下げるため、村内企業のヒアリングにより職場の雰囲気や仕事内容等をより詳しく・分かりやすく整理して記事にまとめ、村の移住ポータルサイト等で発信する

②移住者向け企業見学等サポート業務

- ・移住者・移住希望者のための企業見学や農家見学の手配などの就職サポートによる移住者の就労促進

(3) 地域おこし協力隊の採用・活動支援

①地域おこし協力隊採用支援

- ・応募者向け説明会の開催等の協力隊の採用支援

②地域おこし協力隊の活動支援

- ・月1の面談や書類作成、イベント等の活動サポート等

(4) 情報発信業務

①効果的な情報発信の実施

- ・下記②③の運用を含め、よりたくさんの移住検討者に村を知ってもらい、興味を持ってもらえるための情報発信手法を用い、効果的な情報発信を行う

②Web 広告及び SNS 等の運用

- ・村 SNS（instagram 及び Facebook）や Web 広告を活用した移住促進のための情報発信

③紙媒体での移住・定住の訴求

- ・移住フェア等に来場した移住検討者の来村を促すための、村の滞在プラン等を紹介するフリーペーパー（パンフレット）の作成（令和5年度作成したフリーペーパーの一部修正）

(5) ふるさと住民へのイベント・情報発信

飯舘村の住民票がない方で、村に興味・関心がある方に対し交付している「ふるさと住民」を対象に移住者増加のためのイベントの実施や村の情報発信

(6) 空き家等物件数増加の為の環境整備、企画活動

移住者の住まい確保の為の空き家・空き地バンク登録物件の拡大

・ 村民や村内企業、空き家問題解決の専門家、いいたて村空き地・空き家バンクサポーターを集めての意見交換を開催しながら、移住者の住まい確保の促進に有効と考えられる手法を用い、空き家・空き地バンク登録物件の拡大を行う。 (7) 飯館村空き家・空き地バンク登録推進支援 いいたて村空き家・空き地バンクサポーター制度の運用 ・ 空き家・空き地バンク登録物件増加のため、地元のことに詳しい村民を介した空き家バンクサポーター制度を運用すること	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
本事業によって移住相談窓口や情報発信体制、地域おこし協力隊の支援体制が整備されることで、移住希望者が移住情報を効率的に得られるようになるほか、交流の活性化や、交流をきっかけとした移住者の増加が図られ、移住者が定住者として村に住み続けることによって、ふるさとの担い手による地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等が図られ、村内全体の復興再生につながる。	
関連する事業の概要	
特になし。	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

N0.	113	事業名	飯舘村移住・定住促進ツアー企画・運営事業	事業番号	(7)-49-3
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(42,915（千円）） 70,797（千円）	全体事業費	(42,915（千円）） 70,797（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本村は、平成23年3月11日の東日本大震災に起因する東京電力福島第1原子力発電所の事故により約6年間、全村に避難指示が出された。その後、平成29年3月31日に長泥地区を除く19行政区、令和5年5月1日に長泥地区の一部の避難指示が解除され、住民の帰還が進められることとなったが、長期の避難生活により生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和6年12月1日時点において、村内で生活している村民が804世帯、1,521人に留まっていることが本村の課題となっている（平成23年3月11日住民登録人口6,509人）。 また、少子高齢化も課題であり、本村の高齢化率（65歳以上人口比率）は平成22年の30%から、令和7年には40%前後まで上昇してしまうと想定される。 これらの課題を解決し、地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等、村内全体の復興再生を図るため、新たな活力を呼び込むことに繋がる交流・関係人口の拡大や住民の移住・定住の促進が本村として必要である。 なお、村としては、「飯舘村第6次総合振興計画後期計画（令和5年度～令和7年度）」において、移住関連分野の施策として「交流人口の拡大」、「移住・定住の促進」等を掲げていることから、当該計画に基づき、移住のきっかけとしての交流推進、定住に繋がる移住推進、そして定住者が住み続けられる環境の整備推進を進めることとしている。 これらのことから、村は、さらなる再生と発展を目的として、ふるさとの担い手により地域の魅力を最大限引き出しながら交流・移住・定住の促進に取り組むため、移住推進体制の整備を進める。					
事業概要					
本村では、効果的な交流・移住・定住を促進するため、令和4年7月に「いいたて移住サポートセンター（以下センター）」を開設して移住関連事業に取り組んできた。 移住ツアーについては、少人数規模で体験型の内容とし、開催日数を増加したことにより、リピーターをはじめ、参加した方がツアー後に個人的に村を再訪するケースや、実際に村への移住を本格的に検討するケースなど、確実な交流人口・移住検討者の確保につながっている。 しかしながら、実際の移住者数は中期戦略で掲げる目標値に対してまだ少ない状況であり、引き続き移住者の増加につなげるための交流人口・移住検討者の確保に取り組む必要がある。 このことから、令和7年度も移住・定住促進ツアーを継続して実施する。 ツアーでは、先輩移住者や村の担い手が村内に展開する拠点の訪問や、ワークショップの実施等を行う。それらを通してより深く村を知ってもらおうと共に、村民とのつながりを作ることで、ツアー後も村を訪問するきっかけとなることが期待される。 また、令和6年度の実績としてツアーを8回実施したが、すべてのツアーの定員合計64名のところ、延べ67名（うち子ども11人）の参加があった。少しでも多くの方を移住者として獲得するため、令和7年度は1回のツアーでより深く村のことを知ってもらえるよう、ツアー各回の滞在期間を増やして実施したい。 以上から、移住・定住促進ツアーの企画や運営について委託を実施する。					
・飯舘村移住・定住促進中期戦略における位置づけ 「6.移住・定住の主な取組」の「(3)移住・定住促進ツアー企画・運営」					
・総合振興計画における当該事業の位置づけ 飯舘村第6次総合振興計画後期計画（計画期間：令和5年度～令和7年度）においては、すべての施策					

に共通する視点として「人口増加策」を掲げており、移住施策をはじめとした各種施策の実施により、少しでも人口減少を抑えていくことを目標としている。その中で、移住関連施策として「交流人口の拡大」や「移住・定住の促進」を掲げており、主な取組例として移住ツアーの実施の記載があることから、当該事業は飯舘村第6次総合振興計画後期計画に沿ったものである。	
当面の事業概要	
＜令和7年度＞ 飯舘村移住・定住促進ツアー企画・運営事業として、次の事項について外部企業に業務を委託する。 飯舘村移住・定住促進ツアー企画・運営事業業務 27,882,800円 村内移住体験ツアー（2泊3日・定員10名／2週間・定員1名） 合計7回程度 ・村に初めて来る人のための初心者向けツアー 4回程度 ・村に来た事がある人やリピーター向けのツアー 3回程度 ※いずれも農業、子育て、伝統食、手仕事など、各回でテーマを変えながら、地域住民との深い交流をメインとした内容で実施する。 ※ツアー業務委託にあたり、旅行保険への加入が必須であり不可分のため、委託金額は当該金額が含まれたものとなっている。	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
本事業によって移住・定住を促進するツアーが実施されることで、移住者が増加し、移住者が定住者として村に住み続けることによって、ふるさとの担い手による地域コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等が図られ、村内全体の復興再生につながる。	
関連する事業の概要	
特になし。	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

NO.	120	事業名	飯舘村産業団地整備事業（深谷地区）		事業番号	(6)-46-3
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）		飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(237,576（千円）） 1,138,105（千円）	全体事業費		(2,950,436（千円）） 2,945,759（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
飯舘村第 6 次総合振興計画で定める「村内での雇用の場の確保等」を実現するため、産業団地の整備を行い、就労場所の増加を図り、ひいては帰還住民や移住者、とりわけ働き世代の人口拡大を目指す。						
事業概要						
令和 5 年 4 月 1 日現在、村への帰還者は 1,216 人、現住人口は 1,500 人と被災前の人口の 1/4 程度であり、とりわけ、20 代から 50 代の働き世代の人口は 413 人、12 歳以下の子どもは 51 人とどまっており、村内におけるなりわいの創出を推進し、若者世代をはじめとした村内居住者を増やす取組みが急務である。 一方で、村内の事業用地に関して企業からの照会はあるものの、これら企業に紹介可能な適地がなく、具体的な誘致活動にも取り組めない状況にある。 このような状況のなかで、令和 5 年 9 月 15 日に相馬農業高等学校飯舘校の本校への統合が決定したことにより、県から高校跡地を譲り受けることが可能となったため、県道からのアクセスがよい場所に産業団地を整備するための適地が確保できることとなった。 については、以下の復興・振興計画を実現し、村内でのなりわいの創出に必要な不可欠な産業創出や新たな企業を誘致するため、村内に産業団地を整備する。 【当該事業関係計画】 ○飯舘村復興整備計画（令和 4 年 7 月策定） 2-⑤までいブランドを再生する 「新たな産業を積極的に導入することで、活気ある飯舘村を再生する。」 ○飯舘村第 6 次総合振興計画（令和 2 年 9 月策定） 2-4 産業（1）産業の発展 「村内での雇用の場の確保等のため企業の誘致を行う。」 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合、当該箇所及び概要も記載してください。						
当面の事業概要						
<令和 6 年度> （第 46 回）測量、基本設計、地質調査、不動産鑑定（第 47 回）地下水調査 （第 48 回）アスベスト調査、建物等調査及び解体費用算出、発注者支援 <令和 7 年度以降> （第 50 回）実施設計、解体工事、物件補償、発注者支援 （第 51 回以降）用地取得、造成工事、道路・橋梁整備工事、発注者支援等						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
本事業の実施により、村内に企業が進出するための基盤が整備され、企業誘致や産業の創出が推進されることによって、ひいては帰還者や移住者の増加が見込まれる。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 7 年 1 月時点

NO.	121	事業名	福島再生賃貸住宅整備事業(飯舘村移住定住促進住宅)	事業番号	(1)-5-3
交付団体	飯舘村	事業実施主体(直接/間接)	飯舘村(直接)		
総交付対象事業費	(18,594(千円)) 375,660(千円)	全体事業費	(18,594(千円)) 375,660(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により約 6 年間、全村に避難指示が出された。その後、平成 29 年 3 月 31 日に長泥地区を除く 19 行政区の避難指示が解除され、住民の帰還が進められることとなったが、長期の避難生活により生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和 5 年 10 月 1 日時点において、村内で生活している村民が 813 世帯、1,536 人に留まっていることが本村の課題となっている(平成 23 年 3 月 11 日住民登録人口 6,509 人)。 また、少子高齢化も課題であり、本村の高齢化率(65 歳以上人口比率)は平成 22 年の 30%から、令和 5 年に 59%前後(居住人口ベース)であり、さらなる上昇が想定される。 これらの課題を解決し、地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等、村内全体の復興再生を図るため、新たな活力を呼び込むことに繋がる交流・関係人口の拡大や住民の移住・定住の促進が本村として必要である。 なお、村としては、「飯舘村第 6 次総合振興計画(令和 3 年度～令和 7 年度)」において、移住関連分野の施策として「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等を掲げていることから、飯舘村第 6 次総合振興計画に基づき、人口増加のきっかけとしての交流推進、定住に繋がる移住推進、そして定住者が住み続けられる環境の整備推進を進めることとしている。 これらのことから、村は、さらなる再生と発展を目的として、ふるさとの担い手により地域の魅力を最大限引き出しながら交流・移住・定住の促進に取り組むため、住宅の整備を進める。					
事業概要					
本村では、飯舘村第 6 次総合振興計画の将来像及び基本方針に基づき、飯舘村移住定住促進住宅を整備する。 飯舘村第 6 次総合振興計画後期計画において、住民基本台帳人口を 2030 年の人口数を本来の 3,985 人から各種政策効果により、4,200 人とし、215 人である 70 世帯(≒71 世帯〔215 人/3 人(1 世帯)〕の増加を目標としている。 また、令和 4 年度における移住相談窓口における相談件数は約 73 件(世帯)で、そのうち住居などに関する住まいの相談が約 39 件(世帯)であった。このため、住居などに関する住まいの相談は総相談件数のうちの約 42%となっている。 このため、村では、70 世帯の 42%である 30 世帯(戸)を移住定住住宅として整備したい。 移住定住者向け住宅には、移住後の既存のコミュニティの存在とそのコミュニティとの良好な関係が不可欠である。 また、震災による高齢化の進捗、人口減少及び高齢化が加速したことにより、既存のコミュニティの衰退が進んでおり、コミュニティの活性化及び再構築が急務である。 このことから、震災後災害公営住宅として整備した大谷地団地に隣接する村有地に移住定住者向け住宅を整備し、コミュニティの再構築及び活性化をはかり、村の再生と発展を図る(整備戸数 10 戸)。					
当面の事業概要					
<令和 6 年度> ・住宅建設工事設計業務 ・地質調査業務 ・不動産鑑定評価業務 <令和 7 年度> ・建設工事 ・建設工事監理業務					

地域の帰還・移住等環境整備との関係	
飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。 原子力災害による全村避難により、荒廃した住環境の整備に取り組み、住み慣れた村を再興することにより、より多くの村民をはじめ新たに住みなおす村民の方、そして移住を検討される方の帰村や移住を促すものである。 全村避難により変化した世帯構成や増加する高齢者の独り暮らし等への対応、地域コミュニティの再構築への貢献、防災拠点としての役割に資するものとして、村営住宅整備を進める。	
関連する事業の概要	
福島再生賃貸住宅整備事業（住宅用地既存基礎解体工事）【効果促進事業】 <令和7年度> ・解体工事 福島再生賃貸住宅用地取得造成事業（飯舘村移住定住促進住宅） <令和7年度> ・不動産鑑定評価業務 ・用地取得	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 7 年 1 月時点

NO.	122	事業名	福島再生賃貸住宅整備事業（住宅用地既存基礎解体工事）		事業番号	◆(1)-5-3-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）		飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(0（千円）） 4,147（千円）		全体事業費	(0（千円）） 4,147（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により約 6 年間、全村に避難指示が出された。その後、平成 29 年 3 月 31 日に長泥地区を除く 19 行政区の避難指示が解除され、住民の帰還が進められることとなったが、長期の避難生活により生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和 5 年 10 月 1 日時点において、村内で生活している村民が 813 世帯、1,536 人に留まっていることが本村の課題となっている（平成 23 年 3 月 11 日住民登録人口 6,509 人）。 また、少子高齢化も課題であり、本村の高齢化率（65 歳以上人口比率）は平成 22 年の 30%から、令和 5 年に 59%前後（居住人口ベース）であり、さらなる上昇が想定される。 これらの課題を解決し、地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等、村内全体の復興再生を図るため、新たな活力を呼び込むことに繋がる交流・関係人口の拡大や住民の移住・定住の促進が本村として必要である。 なお、村としては、「飯舘村第 6 次総合振興計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」において、移住関連分野の施策として「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等を掲げていることから、飯舘村第 6 次総合振興計画に基づき、人口増加のきっかけとしての交流推進、定住に繋がる移住推進、そして定住者が住み続けられる環境の整備推進を進めることとしている。 これらのことから、村は、さらなる再生と発展を目的として、ふるさとの担い手により地域の魅力を最大限引き出しながら交流・移住・定住の促進に取り組むため、住宅の整備を進める。						
事業概要						
本村では、飯舘村第 6 次総合振興計画の将来像及び基本方針に基づき、飯舘村移住定住促進住宅を整備する。 飯舘村第 6 次総合振興計画後期計画において、住民基本台帳人口を 2030 年の人口数を本来の 3,985 人から各種政策効果により、4,200 人とし、215 人である 70 世帯（≒ 71 世帯〔215 人/3 人（1 世帯）〕の増加を目標としている。 また、令和 4 年度における移住相談窓口における相談件数は約 73 件（世帯）で、そのうち住居などに関する住まいの相談が約 39 件（世帯）であった。このため、住居などに関する住まいの相談は総相談件数のうちの約 42%となっている。 このため、村では、70 世帯の 42%である 30 世帯（戸）を移住定住住宅として整備したい。 移住定住者向け住宅には、移住後の既存のコミュニティの存在とそのコミュニティとの良好な関係が不可欠である。 また、震災による高齢化の進捗、人口減少及び高齢化が加速したことにより、既存のコミュニティの衰退が進んでおり、コミュニティの活性化及び再構築が急務である。 このことから、震災後災害公営住宅として整備した大谷地団地に隣接する村有地に移住定住者向け住宅を整備し、コミュニティの再構築及び活性化をはかり、村の再生と発展を図る（整備戸数 10 戸）。 当事業では、当該移住定住促進住宅の整備にあたり支障となる、既存コンクリート基礎解体工事を行う。						
当面の事業概要						
<令和 7 年度> ・解体工事						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。 原子力災害による全村避難により、荒廃した住環境の整備に取り組み、住み慣れた村を再興することに						

より、より多くの村民をはじめ新たに住みなおす村民の方、そして移住を検討される方の帰村や移住を促すものである。

全村避難により変化した世帯構成や増加する高齢者の独り暮らし等への対応、地域コミュニティの再構築への貢献、防災拠点としての役割に資するものとして、村営住宅整備を進める。

関連する事業の概要

福島再生賃貸住宅整備事業（飯舘村移住定住促進住宅）

＜令和6年度＞

- ・住宅建設工事設計業務
- ・地質調査業務
- ・不動産鑑定評価業務

＜令和7年度＞

- ・建設工事
- ・建設工事監理業務

福島再生賃貸住宅用地取得造成事業（飯舘村移住定住促進住宅）

＜令和7年度＞

- ・不動産鑑定評価業務
- ・用地取得

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(1)-5-3
事業名	福島再生賃貸住宅整備事業（飯舘村移住定住促進住宅）
交付団体	飯舘村

基幹事業との関連性

基幹事業において、移住定住促進住宅を整備することとしているが、これに加えて帰還者や移住者が駐車可能な施設を整備することにより、地域コミュニティの再構築を図る。

このため、効果促進事業において、既設コンクリート基礎（土間）の解体を行うことで、移住定住促進住宅と駐車場の整備が促進し、地域への交流が促進され、新規雇用の創出や地域産業の活性化が期待される。

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 7 年 1 月時点

NO.	123	事業名	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業（飯舘村移住定住促進住宅）		事業番号	(1)-7-2
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）		飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(0（千円）） 314（千円）	全体事業費		(0（千円）） 314（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により約 6 年間、全村に避難指示が出された。その後、平成 29 年 3 月 31 日に長泥地区を除く 19 行政区の避難指示が解除され、住民の帰還が進められることとなったが、長期の避難生活により生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和 5 年 10 月 1 日時点において、村内で生活している村民が 813 世帯、1,536 人に留まっていることが本村の課題となっている（平成 23 年 3 月 11 日住民登録人口 6,509 人）。 また、少子高齢化も課題であり、本村の高齢化率（65 歳以上人口比率）は平成 22 年の 30% から、令和 5 年に 59% 前後（居住人口ベース）であり、さらなる上昇が想定される。 これらの課題を解決し、地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等、村内全体の復興再生を図るため、新たな活力を呼び込むことに繋がる交流・関係人口の拡大や住民の移住・定住の促進が本村として必要である。 なお、村としては、「飯舘村第 6 次総合振興計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」において、移住関連分野の施策として「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等を掲げていることから、飯舘村第 6 次総合振興計画に基づき、人口増加のきっかけとしての交流推進、定住に繋がる移住推進、そして定住者が住み続けられる環境の整備推進を進めることとしている。 これらのことから、村は、さらなる再生と発展を目的として、ふるさとの担い手により地域の魅力を最大限引き出しながら交流・移住・定住の促進に取り組むため、住宅の整備を進める。						
事業概要						
本村では、飯舘村第 6 次総合振興計画の将来像及び基本方針に基づき、飯舘村移住定住促進住宅を整備する。 飯舘村第 6 次総合振興計画後期計画において、住民基本台帳人口を 2030 年の人口数を本来の 3,985 人から各種政策効果により、4,200 人とし、215 人である 70 世帯（≒ 71 世帯〔215 人/3 人（1 世帯）〕の増加を目標としている。 また、令和 4 年度における移住相談窓口における相談件数は約 73 件（世帯）で、そのうち住居などに関する住まいの相談が約 39 件（世帯）であった。このため、住居などに関する住まいの相談は総相談件数のうちの約 42% となっている。 このため、村では、70 世帯の 42% である 30 世帯（戸）を移住定住住宅として整備したい。 移住定住者向け住宅には、移住後の既存のコミュニティの存在とそのコミュニティとの良好な関係が不可欠である。 また、震災による高齢化の進捗、人口減少及び高齢化が加速したことにより、既存のコミュニティの衰退が進んでおり、コミュニティの活性化及び再構築が急務である。 このことから、震災後災害公営住宅として整備した大谷地団地に隣接する村有地に移住定住者向け住宅を整備し、コミュニティの再構築及び活性化をはかり、村の再生と発展を図る（整備戸数 10 戸）。 当事業では、住宅整備用地の一部取得及び取得に係る不動産鑑定評価業務を実施する。						
当面の事業概要						
<令和 7 年度> ・不動産鑑定評価業務 ・用地取得						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。						

原子力災害による全村避難により、荒廃した住環境の整備に取り組み、住み慣れた村を再興することにより、より多くの村民をはじめ新たに住みなおす村民の方、そして移住を検討される方の帰村や移住を促すものである。

全村避難により変化した世帯構成や増加する高齢者の独り暮らし等への対応、地域コミュニティの再構築への貢献、防災拠点としての役割に資するものとして、村営住宅整備を進める。

関連する事業の概要

福島再生賃貸住宅整備事業（飯舘村移住定住促進住宅）

<令和6年度>

- 住宅建設工事設計業務
- 地質調査業務
- 不動産鑑定評価業務

<令和7年度>

- 建設工事
- 建設工事監理業務

福島再生賃貸住宅整備事業（住宅用地既存基礎解体工事）【効果促進事業】

<令和7年度>

- 解体工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--